

第 1 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成 2 3 年 2 月 1 日提出

1. 件数 4 件
【内訳】 議案 3 件（条例関係 1 件、予算関係 2 件）
報告 1 件

2. 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第 1 号 南相馬市学校図書館支援基金条例制定について

【趣旨】

小中学校図書館の充実整備を図るための学校図書館支援事業に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

- (1) 設置目的（第 1 条）
学校図書館支援に関する事業に要する財源に充てるため。
- (2) 基金の額（第 2 条）
一般会計歳入歳出予算で定める額
- (3) 基金の処分（第 5 条）
基金の設置目的達成に要する経費の財源に充てる場合に限り処分可能
- (4) 施行日等
 - ①施行日 公布の日
 - ②失 効 この条例は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日限り、失効する。

◆学校図書館支援事業の概要

①学校司書の配置（2 年間）

小中学生が読書の楽しさを実感できる環境を整えとともに、学校図書館の充実を図ることを目的として学校司書を配置する。

- ・平成 2 3 年度配置予定
4 校（現在調整中）
- ・司書の勤務形態等

雇用形態	臨時職員
勤務形態	週 4 日（6 時間勤務）
勤務を要しない日	土・日・月曜日及び夏休み等の長期休みの期間

②期待される主な効果

- ・読書の習慣化による学力の向上
- ・学校図書館の整備促進
- ・多様な資料を活用した授業展開の促進
- ・市立図書館との連携強化

③基金の原資

地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を財源とする。

《予算関係》

議案第2号 平成22年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第3号 平成22年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

《報告》

報告第1号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成23年1月11日専決】

(1) 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

(2) 損害賠償の額

158,025円

うち保険等により補てんされる額	158,025円
市が自ら負担する額	0円

(3) 損害賠償の理由及び和解の内容

平成22年10月20日午前11時頃、小川公園において公園維持作業担当の職員が除草のため乗用草刈機械にて作業していた際、小石を飛ばし相手方の所有する車両のサイドガラスに小石が当たって破損し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。